

平成14年 4月 1日

金融庁長官
森 昭治 殿

大栄信用組合
金融整理管財人 山井 義健



金融整理管財人 野邊 博



「業務及び財産の状況に関する報告」及び
「経営に関する計画」の提出について

当組合の業務につきましては、日頃より格別のご高配を賜り、誠に有り難く
厚くお礼申し上げます。

さて、預金保険法第80条の規程に基づき、別紙のとおり報告書を提出いた
します。

目 次

	頁
I. 業務及び財産の状況等に関する報告	1～7
1. 管理を命ずる処分を受けるに至った経緯等について	1～2
(1) はじめに	1
(2) 経営破綻の原因	1
① 当組合をとりまく経営環境と経営状況	1
② 経営破綻に至った経緯	1
③ 破綻に至った要因	2
(3) 管理を命ずる処分までの状況	2
① 資本の状況	2
② 自己資本回復の断念	2
2. 業務及び財産の状況について	2～5
(1) 与信業務	2
(2) 預金業務	3
(3) 投資等業務	3
① 投資有価証券	3
② 商品有価証券	4
(4) 固定資産の状況	4
(5) 不良債権の状況	5
(6) 関連会社の状況	5
3. 事業譲渡等の見込みについて	6～7
(1) 基本方針	6
① 早期譲渡	6
② 優良な顧客基盤・資産の維持	6
③ 経費の削減	6
④ 地域金融機能の維持	6
⑤ 内部管理体制の整備	6
⑥ 責任追及体制の整備	6
(2) 具体的施策	6
(3) 事業譲渡の見込み	7

II. 経営に関する計画	7～12
1. 「業務及び財産の管理に関する計画」の基本方針	7～8
(1) 円滑な事業譲渡の早期実施	7
(2) 業務の暫定的な維持継続による金融仲介機能の維持、 優良な顧客基盤の維持	7
(3) 公的費用の極小化	7
(4) 地域経済への配慮	7
(5) 内部管理体制の確立	7
(6) 旧経営陣等の責任追及体制の確立等	8
2. 業務の暫定的な維持継続による金融仲介機能の維持の方針	8～10
(1) 基本運営方針	8
(2) 管財人会議・業務運営会議の設置	8
(3) 個別業務運営方針	9
① 与信業務運営方針	9
② 資金調達業務運営方針	10
③ 投資業務運営方針	10
④ 経費運営方針	10
⑤ その他の業務運営方針	10
3. 事業譲渡等を円滑に行うための方策	10～12
(1) 経営責任の明確化	10
① 旧経営陣の辞任等	10
② 役員退職慰労金	10
(2) 経費の削減	10
① 人員及び人件費の削減	10
② 物件費の削減	11
(3) 店舗統廃合	11
(4) 保有資産の処分	11
(5) 内部管理体制の整備	11
(6) 関係会社の整理	12
(7) 不良債権の回収強化	12
4. 法令等の遵守	12
5. 預金保険法第88条に定められた措置を効果的に 実施するための体制整備等	12

I. 業務及び財産の状況等に関する報告

1. 管理を命ずる処分を受けるに至った経緯等について

(1) はじめに

当組合は、平成13年11月2日、預金保険法第74条第5項に基づき、金融庁長官に対し、「その財産をもって債務を完済することができない」状況にある旨の申出を行いました。

これを受けて、同日、金融庁長官より預金保険法第74条第1項に基づき「金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分」（以下「管理を命ずる処分」という）を受けました。

金融整理管財人は、預金保険法第80条に基づく報告の求めに応じ、当組合の業務及び財産の状況等につき調査を行いましたので、以下のとおりご報告いたします。

なお、本調査作業につきましては、平成13年11月2日に選任されてから直ちに開始いたしましたが、時間的制約等もあり本報告書の内容について必ずしも十分ではないかと思われる事項もあります。しかしながら、預金保険法第83条に基づく旧経営陣等の民事上や刑事上の責任を明確にするための調査も進めており、これらにつきましても後日、より明らかにできるものと考えております。

(2) 経営破綻の原因

① 当組合をとりまく経営環境と経営状況

当組合は、昭和28年2月中央区で設立され、地域信組本来の地場産業発展のために積極的に業務展開をはかるべく、昭和33年1月に品川区に移転、そして昭和55年11月に現在の大田区に本店を新築し移転しました。

営業地域については、中央区、港区、目黒区、渋谷区、品川区、大田区、世田谷区とし、店舗は大田区に本店他5店舗、1出張所、品川区に2店舗、1出張所で営業しております。

営業体制については、主として訪問・集金活動により小口の預金を集め、大田・品川地区の製造業を中心とした中小零細企業者等に対して融資する等、地域に密着した経営を行い、地域経済の発展に寄与すべく事業展開を図ってまいりました。

当組合は、健全経営・資産内容の健全化を標榜するとともに、店舗の統廃合、人員の削減並びに人件費を含めた経費の削減に努めてまいりましたが、長引く不況による取引先の事業悪化等から、償却・引当額の増加により自己資本の減少を招来せしめました。

② 経営破綻に至った経緯

平成12年3月末を基準日として実施されました金融検査の結果等を踏まえて、平成13年6月末を基準日として自己査定を実施した結果、取引先の業況悪化による不良債権の増大により、新たに3,534百万円の償却・引当が必要となり、7,512百万円の償却・引当額の計上を余儀なくされ、また、有価証券の含み損214百万円の計上及

び927百万円の繰延税金資産の取り崩しを行った結果、△4,149百万円の債務超過となりました。

こうした状況下にあつて、上記決算内容では預金者はじめ取引先の信頼を維持することは困難であると判断し、自主再建を断念、破綻公表するに至りました。

③ 破綻に至った要因

(信用リスク管理体制の不備)

信用リスクに対する認識・理解不足及び当組合が組合員である融資先に対する評価が主観的であつたため、融資審査管理が不十分であつたこと、並びに貸出金の回収・管理が十分に行われてこなかつたこと、さらに優良取引先確保への努力不足等、貸出資産の健全化への取り組みも十分でありませんでした。

このことから、資産の自己査定が不適正であつたこと、及び毀損額の算定が過小であつたことから、償却・引当額は、金融検査当局が算定したものと大幅に乖離しており、平成12年度決算において債務超過が顕在化し、経営破綻に至つたものです。

(内部管理体制の不備)

上記信用リスク体制の不備に加え、当組合では有価証券等の運用に係わるリスク管理についても、取引証券会社に依存した運用を行っていることに加え、内在するリスク等を把握していないなど、含み損を抱えている状況にあり、当組合の経営に多大な影響を与えている。

(3) 管理を命ずる処分までの状況

① 資本の状況

当組合は、平成12年3月期決算を発表した後、平成12年10月に実施された財務局による検査結果を踏まえ、平成13年6月末現在の自己査定を実施いたしました。

この結果、貸倒引当金の大幅な増額計上による債務超過(△41億円)に陥り、自己資本比率が△9.85%となりました。

② 自己資本回復の断念

当組合は、上述のごとく、自己資本比率が△9.85%に低下したことから、自己資本の充実が喫緊の課題となりましたが、現下の厳しい経営環境のなか、債務超過を早急に解消する有効な改善策が見いだせず、自力再建は不可能との判断をせざるを得ませんでした。

よつて、かかる判断のもと平成13年11月2日、預金保険法第74条第5項に基づく申出を行うに至りました。

2. 業務及び財産の状況について

(1) 与信業務

当組合の与信業務については、主要営業地域である大田区、品川区の製造業、卸小売業、サービス業を含む中小零細企業や個人への融資が多くを占めております。

<貸出残高推移> 店舗数 8店舗 (単位：百万円、%)

	10年3月末		11年3月末		12年3月末		13年3月末		(参考)業界平均 (13年3月期)	
		構成比		構成比		構成比		構成比		構成比
貸出金残高	58,177	100.0	59,189	100.0	56,290	100.0	52,163	100.0	42,927	100.0
うち中小企業	46,213	79.4	48,200	81.4	35,945	63.9	33,784	64.8	29,059	67.7
うち個人	11,964	20.6	10,989	18.6	20,345	36.1	18,379	35.2	13,325	31.0
うちその他	-	-	-	-	-	-	-	-	543	1.3

※「その他」には、地方公共団体が含まれる。

(2) 預金業務

当組合の預金業務については、個人預金の構成比が高く、主に中小企業主、小売商店主やその家族、従業員、知人を主たる取引先とした営業活動により維持発展してまいりました。

<預金残高推移> 店舗数 8店舗 (単位：百万円、%)

	10年3月末		11年3月末		12年3月末		13年3月末		業界平均 (13年3期)	
		構成比		構成比		構成比		構成比		構成比
預金残高	68,990	100.0	70,093	100.0	69,239	100.0	67,604	100.0	65,732	100.0
うち個人預金	58,541	84.8	59,247	84.5	59,383	85.8	58,623	86.7	52,367	79.7
うち法人預金	9,771	14.2	9,948	14.2	8,461	12.2	7,912	11.7	11,118	16.9
うちその他	678	1.0	898	1.3	1,393	2.0	1,066	1.6	2,247	3.4

※「その他」には、公金預金、金融機関預金が含まれる。

(3) 投資等業務

① 投資有価証券

投資有価証券につきましては、預証率は低く、これまでも多額の運用はしておりません。なお、破綻公表後は新たな購入は一切なく、資金繰対策として保有分の売却を進め残高は大幅に減少しました。

<投資有価証券残高推移>

(単位：百万円)

	平成11年3月末	平成12年3月末	平成13年3月末	平成13年3月末 の評価損益
投資有価証券	2,716	4,003	1,407	△204
国債・地方債	1,639	2,118	9	0
社債	199	399	199	△0
株式	1	1	1	—
その他	876	1,483	1,198	△204
貸付有価証券	—	—	—	—

② 商品有価証券

当組合は、商品有価証券は保有していません。

(4) 固定資産の状況

保有固定資産（事業用不動産、所有不動産）の状況は以下のとおりです。

今後は、業務運営上必要不可欠なもの以外は売却する方針といたします。

<固定資産の状況>

(単位：百万円)

	土 地				建 物		
	件数	簿価 取得価格	評価額	含み損益	件数	簿価 取得価格	簿価 償却後
事業用 不動産	3	708	694	△14	7	851	356
所有 不動産	1	9	9	0	—	—	—

(注) 事業用不動産の建物の件数は、所有店舗 6 と賃借店舗 4 の付帯設備 10 の合計である。

(5) 不良債券の状況

当組合の不良債権は以下のとおりとなっています。

<リスク管理債権の状況>

(単位：百万円、%)

区 分	12年3月期		13年3月期		業界平均 (13年3月期)	
	貸出金残高	貸出金 に占める 割合	貸出金残高	貸出金 に占める 割合	貸出金残高	貸出金 に占める 割合
破綻先債権	2,350	4.2	1,814	3.5	1,163	2.3
延滞債権	9,198	16.3	9,649	18.5	4,402	8.8
3ヶ月以上 延滞債権	1,110	2.0	566	1.1	195	0.4
貸出条件 緩和債権	4,493	8.0	3,392	6.5	2,239	4.5
合 計	17,151	30.5	15,421	29.6	7,999	16.0

<金融再生法の開示債権>

(単位：百万円、%)

区 分	平成13年3月期		業界平均(13年3月期)	
	貸出金残高	債権に占める 割合	貸出金残高	債権に占める 割合
破綻更生債権等	5,287	9.1	3,311	6.3
危険債権	6,253	10.8	2,510	4.7
要管理債権	3,965	6.8	2,382	4.5
正常債権	42,508	73.3	44,817	84.5
合 計	58,016	100.0	53,020	100.0

(6) 関係会社の状況

当組合には、下記2社の関係会社があり、事業譲渡までに全て清算する方針であります。

会社名	主な業務内容
栄信サービス有限会社	不動産の賃貸及び管理 下記業務の請負・代行 担保不動産の評価業務、役職員向け福利厚生業務・実務 研修教育業務、什器・備品・消耗品等の一括購入業務
栄信管理有限会社	不動産の賃貸及び管理 什器・備品・消耗品等の一括購入業務の請負・代行

3. 事業譲渡等の見込みについて

(1) 基本方針

① 早期譲渡

預金保険機構による資金援助を前提に、円滑な事業譲渡を早期に行うことにより、金融仲介機能の維持及び当組合の事業価値の劣化防止に努めます。

② 優良な顧客基盤・資産の維持

優良な顧客基盤や資産を維持し、金融機関としての信任を取り戻すとともに、顧客の信頼回復に全力を尽くします。

③ 経費の削減

円滑な事業譲渡を行うため、人件費・物件費等の営業経費の削減を図ります。

④ 地域金融機能の維持

当組合の営業地域において、引き続き地域の中小零細企業者等に対する金融サービスの提供に支障が生じないように配慮いたします。

⑤ 内部管理体制の整備

内部事務処理の厳正化及び相互牽制の徹底など体制面の整備を図り、受皿金融機関への円滑な事業譲渡を目指します。

⑥ 責任追及体制の整備

預金保険法第83条に基づき、内部調査体制の整備を図り、旧経営陣等の責任を明確にいたします。

(2) 具体的施策

預金保険法の趣旨を十分に踏まえ、上記基本方針に則した業務運営に努めつつ、業務の円滑な譲渡及び善意かつ健全な取引先の保護のため、早期に事業譲渡を行うよう

最大限努力いたします。

(3) 事業譲渡の見込み

事業譲渡を行う相手先については、信用組合としての事業特性や地域経済及び善意かつ健全な中小零細企業等を中心とする取引先への配慮を念頭におき、早期に事業譲渡が出来るよう努力してきたところ、平成14年2月13日付で共立信用組合と事業譲渡契約を締結いたしました。

II. 経営に関する計画

1. 「業務及び財産の管理に関する計画」の基本方針

預金保険法第80条に基づく計画作成の命令により、「経営に関する計画」の基本方針を定めます。

(1) 円滑な事業譲渡の早期実施

預金保険法の趣旨を十分に踏まえ、同法に定められた措置を適切かつ効果的に行うことにより、金融機能の維持に努めるとともに当組合の事業価値の劣化防止及び預金の流出防止に努め、可及的かつ速やかに事業譲渡を実施いたします。

(2) 業務の暫定的な維持継続による金融仲介機能の維持、優良な顧客基盤の維持

事業譲渡を円滑に行うまでの間、業務を暫定的に維持継続し、金融仲介機能を維持するとともに優良な顧客基盤を維持することにより、金融機関としての信用力の回復に努めます。

(3) 公的費用の極小化

預金保険法の趣旨及び銀行法第26条の業務改善命令の趣旨を踏まえ、これらに定められた措置を適切に遵守しながら当組合の資産価値の劣化を防止し、また、適切な資産処分や経費の削減を行うことにより、公的費用の極小化を図ります。

(4) 地域経済への配慮

地域金融機関としての役割を十分認識し、地域の中小零細企業者等に対する金融サービスの提供に支障が生じないように配慮するとともに、地域経済に与える影響を最小限に押さえ、円滑な業務運営を行います。

(5) 内部管理体制の確立

受皿金融機関への円滑な事業譲渡を図るため、法令規則及び業務改善命令等の措置

遵守を組合内に周知徹底させ、事務の厳正化、事務改善及び相互牽制の徹底等新たな内部管理体制を確立いたします。

(6) 旧経営陣等の責任追及体制の確立等

当組合が「管理を命ずる処分」を受ける状況に至った原因を明確にするため、預金保険法第83条の趣旨に基づき内部調査体制を整備し、旧経営陣等の責任を明確にいたします。

2. 業務の暫定的な維持継続による金融仲介機能の維持の方針

(1) 基本運営方針

金融整理管財人による管理期間中の業務運営については、金融システムの維持、善意かつ健全な借り手の保護という預金保険法の趣旨を十分に踏まえ、金融仲介機能の維持に配慮した適正な業務運営に努めます。

優良な顧客基盤の維持など事業価値の劣化防止のための施策を適時適切に実施し、当組合に対する信頼の回復に努め、可及的かつ速やかに円滑な事業譲渡を行うことを目指します。

具体的な業務については、上記方針のもと、明確で透明度の高い業務運営に努めます。

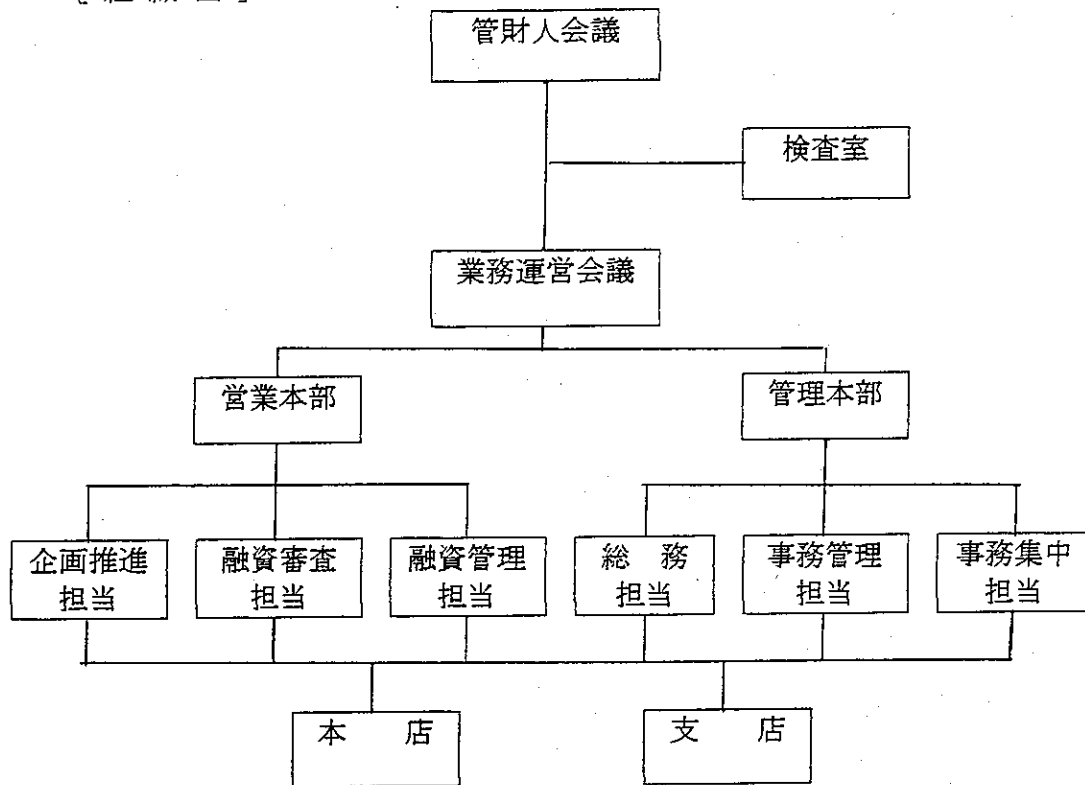
(2) 管財人会議・業務運営会議の設置

当組合の最高意思決定機関として、金融整理管財人により構成される「管財人会議」を設置し、経営に関する重要事項の審議を行うことといたしました。

また、金融整理管財人、金融整理管財人補佐人と当組合役職員との間で十分な審議を行うとともに、意思疎通を図り業務運営の透明性を確保するため「業務運営会議」を設置いたしました。

「業務運営会議」では、重要な業務運営案件等の審議を行うとともに、活発かつ公正な討議を通じ、効率的・効果的な業務運営を実施してまいります。

[組織図]



(3) 個別業務運営方針

① 与信業務運営方針

与信業務については、預金保険法の趣旨に基づき、金融仲介機能の維持に配慮しながら、優良な顧客基盤の維持と貸出資産の劣化防止に努めます。

具体的な与信方針は以下のとおりです。

ア. 債務者区分別対応方針

「正常先」については、債務者の実態、企業の信用力や案件の妥当性等を十分に審査し資金需要に応じていきます。

「要注意先」については、債務者の債務履行状況、財務内容の健全性及び回収の確実性を十分審査し適切に対応いたします。

「破綻懸念先」「実質破綻先」及び「破綻先」については、原則与信は行いません。

なお、「純新規先」についても、原則、与信は行いません。

イ. 資金使途

債務者の事業継続に必要な運転資金・設備資金に対応いたします。

ウ. 与信残高上限

「正常先」は、原則「管理を命ずる処分」を受けた日から過去1年間の最高額を超えないものといたします。

「要注意先」は、原則「管理を命ずる処分」を受けた日の残高を超えないもの

といたします。

エ. 与信期間、担保、保証、適用金利

回収の確実性や妥当性並びに収益性等に十分留意し、適切な運営を行います。

② 資金調達業務運営方針

資金調達力の回復・安定のため、適切かつ正確な情報の提供を行い、当組合に対する信用力の回復に努めます。

また、日々の資金繰りを的確に把握し、全国信用協同組合連合会等の関係先と綿密に連絡を取りながら必要に応じて資金支援の手配等に努めるとともに、信用秩序維持のために万全の対応を行います。

調達金利、期間等については、市場動向・他行動向及び地域性を十分考慮し、適切に運営いたします。

③ 投資業務運営方針

投資業務については、預金の流出に備えるため、保有する有価証券の処分を進めており、今後も新たな投資は行いません。

④ 経費運営方針

経費については、業務上必要不可欠なものに限定した運営をいたします。

⑤ その他の業務運営方針

公金取扱、内国為替等の業務については、金融仲介機能の維持並びに取引先基盤の維持の観点から継続いたします。

3. 事業譲渡等を円滑に行うための方策

(1) 経営責任の明確化

① 旧経営陣の辞任等

「管理を命ずる処分」を受け、平成13年11月2日に理事長が辞任いたしました。その他の役員は、辞任届を預かり、職員兼務役員は職員として勤務しております。役員報酬については、支払わない方針です。

② 役員退職慰労金

上記の理事長の辞任に伴う役員退職慰労金については、一切支給していません。その他の現役員についても、今後の辞任に際しては、支給しない方針です。

なお、過去10年間にわたり代表理事に対し支給した役員退職慰労金については、自主的な返還を請求することを検討します。

(2) 経費の削減

① 人員及び人件費の削減

当組合の平成13年3月末の常勤役員は120名であり、前年度末より11名減少しております。

現在の常勤役職員は、破綻公表（平成13年11月2日）以後、退職者は9名で現在、109名で、12年3月末との比較では約17%にあたる22名の削減となっており、かなり少ない人員で営業している状況にあります。今後、事業譲渡日まで現行の体制を維持することを基本としつつ、更なる効率化に努めていきます。

また、人件費につきましては、原則として総体人件費が増加しないよう、管理していきます。

② 物件費の削減

業務運営に必要不可欠なものに限定して、経費の削減に努めます。

<人件費・物件費推移と削減目標>

(単位：百万円、%)

	ピーク (5年3月)	10年3月期 (実績)	11年3月期 (実績)	12年3月期 (実績)	13年3月期 (実績)	14年3月期	ピーク比
人件費	1,178	999	926	907	827	737	△37.4
物件費	598	509	488	526	503	476	△20.4
合計	1,776	1,508	1,414	1,433	1,331	1,213	△31.7

(3) 店舗統廃合

店舗統廃合につきましては、効率的な店舗運営の観点から見直しが必要となる可能性もありますが、平成12年度までに3店舗の統合をしていることから、現時点では現行の8店舗、2出張所体制で運営していく考えでおります。

(4) 保有資産の処分

当組合で保有する資産につきましては、業務運営上必要不可欠なものを除き、適正な価格で処分してまいります。

(5) 内部管理体制の整備

業務全般にわたり、各担当者の責任分担の明確化や相互牽制機能の徹底を図ります。

具体的には、金融整理管財人、補佐人をバックオフィスとして、適正な業務がなされているかどうかを帳簿書類等に基づき日々チェックを行うほか、月1度の現物等に係わる定例検査を検査担当と金融整理管財人補佐人が協調して行うこととします。さらに、必要に応じて機動的な検査も実施して行くこととします。

(6) 関係会社の整理

当組合には2社の関係会社がありますが、事業譲渡日までに清算する方針であります。

(7) 不良債権の回収強化

事業譲渡にかかる費用の極小化、資産劣化防止を図るため、不良債権の的確な管理及び可能な限り回収を行います。

具体的には、各店舗において「要管理先」及び「破綻懸念先」の改善（延滞解消、回収促進等）に取り組み、これを更に徹底推進し、管理・回収に努めます。

4. 法令等の遵守

中小企業等協同組合法、その他関係法令を遵守し、預金保険法の趣旨及び銀行法の業務改善命令の趣旨に則り、また、被管理金融機関としての立場を逸脱することなく、的確な業務運営を行うことを組合内に徹底してまいります。万一、法令、命令、諸規則に違反する行為や業務上の事故等が発生した場合は、厳正な対応を行います。

5. 預金保険法第83条に定められた措置を効果的に実施するための体制整備等

預金保険法第83条による民事上、刑事上の責任追及については、弁護士である金融整理管財人が主担当となって調査を進めており、民事提訴や刑事告発等の責任追及を具体的にを行うにあたっては、更に公認会計士や他の弁護士の協力を求めて遂行していきます。

以上